

八代港小口混載貨物利用促進助成金交付要項

(事業の目的)

第1条 この事業は、八代港の外貿コンテナ定期航路の小口混載貨物サービスを実施する事業者に対し、八代港ポートセールス協議会（以下「本協議会」という。）がその経費の一部を予算の範囲内で助成することにより、八代港における小口混載貨物サービスの利用を促し、八代港の更なる利用拡大を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

(1) 外貿小口混載サービスとは、荷主が異なる貨物を同一のコンテナにまとめて、海外へ輸出入するサービスのことをいう。

(2) フォワーダーとは、貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）に規定する第一種貨物利用運送事業の登録または第二種貨物利用運送事業の許可を受けた事業者のことをいう。

(3) 海運貨物取扱業者とは、港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）に規定する国土交通大臣の許可を受けた事業者のことをいう。

(助成対象者)

第3条 助成金は、次の各号に掲げる要件を満たす事業者（個人経営者を含む。以下同じ）であること。

(1) 国内に事業所を有するフォワーダーまたは海運貨物取扱業者であって、1年以上事業活動を継続しているもの。

(2) 当該年度に八代港小口混載貨物サービスを実施した事業者。

(対象事業)

第4条 助成金交付の対象となる事業は、八代港発または八代港着の外貿小口混載サービスであって、自社で混載コンテナを仕立てるサービスとする。

2 助成金の交付を受けるにあたっては、助成金の交付を受けようとする事業が継続的に行われる事業であって、第6条に掲げる事業年度中に、八代港において1TEU以上の輸送を行うことを要する。

(助成対象期間)

第5条 助成対象期間は、当該サービスを開始した時点から3年間とする。

(事業年度)

第6条 事業年度は、当該年度4月1日から3月31日までとし、第8条に規定する交付申請書及び第13条に規定する実績報告書の提出は、事業年度ごとに行わなければならない。

(助成金の額等)

第7条 助成金の額は、予算の範囲内で、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 新たに開設したサービスについて、1事業あたり年10万円

(2) 前号のサービスで輸送した貨物に対し、1TEUあたり1万円

2 前項第1号および第2号の助成金は、事業年度ごと1申請事業者につき年60万円を上限とする。

(事業実施の届出)

第8条 当該助成金の交付を受けようとする事業者（以下「申請事業者」という。）は、事業を実施するにあたって、次の各号に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 八代港小口混載貨物利用促進事業実施届出書（様式第1号）
- (2) 事業実施計画書（様式第2号）

(交付申請)

第9条 助成金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、助成金の交付を申請するときは、次の各号に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 八代港小口混載貨物利用促進助成金交付申請書（様式第3号）
- (2) 事業実績書（様式第4号）
- (3) コンテナ明細（様式第5号またはこれと同等の内容を記載した任意の様式）
- (4) 当該事業分の船価証券等の写し
- (5) その他会長が必要と認める書類

2 交付申請書の提出の時期は、当該事業年度の終了日である3月31日までとする。

(交付決定)

第10条 会長は、前条の申請書を受領したときは、その日から14日以内に申請内容を審査し、要件を満たしている場合は助成金の交付を決定する。交付する場合は、会長はすみやかに旨該当申請者へ助成金を交付し、不交付とする場合は、会長はその旨該当申請者に、八代港小口混載貨物利用促進助成金不交付決定通知書（第6号様式）により通知する。

(助成金の返還)

第11条 会長は、虚偽の申請又は不正の手段により助成金を受領した者に対し、当該助成金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第12条 この要項に定めるもののほか、当該事業の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成20年5月16日から適用する。

この要項は、令和4年5月27日から適用する。